「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について (平成23年1月31日~3月1日(カーネーション2件、ダイズ1件、トウモロコシ3件、ワタ1件))

## 1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション	隔離は場における栽培、保管、
(F3'5'H, DFR, dsDFR, surB, Dianthus caryophyllu	運搬及び廃棄並びにこれらに付
s L.) (25958, OECD UI:IFD-25958-3)	随する行為
青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション	隔離ほ場における栽培、保管、
(F3'5'H, Cyt b5, surB, Dianthus caryophyllus L.)	運搬及び廃棄並びにこれらに付
(26407, OECD UI:IFD-26407-2)	随する行為
高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害	食用又は飼料用に供するための
剤及びグリホサート耐性ダイズ (gm-fad2-1, gm-hra,	使用、栽培、加工、保管、運搬
改変cp4 epsps, Glycine max (L.) Merr.) (305423×40	及び廃棄並びにこれらに付随す
-3-2, OECD UI:DP-305423-1×MON-04032-6)	る行為
チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変 <i>cry1Ab</i> , 改変 <i>vip3A</i> , <i>cry1F</i> , <i>pat</i> , <i>mEPSPS</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ilt is) (Bt11 × MIR162 × B. t. Cry1F maize line 1507×G A21, 0ECD UI:SYN-BT011-1×SYN-IR162-4×DAS-01507-1×MON-00021-9) (Bt11, MIR162, B. t. Cry1F maize line 1507 及びGA21 それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための 使用、栽培、加工、保管、運搬 及び廃棄並びにこれらに付随す る行為

#### 1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件(続き)

### 遺伝子組換え生物等の種類の名称

### 第一種使用等の内容

チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変cry 1F, cry1Ab, cry34Ab1, cry35Ab1, pat, 改変cp4 epsps, Zea mays subsp. mays (L.) Iltis) (1507×59122× MON810×NK603, OECD UI:DAS-01507-1×DAS-59122-7×M ON-00810-6×MON-00603-6) (B. t. Cry1F maize line 1507、B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、MON810及びN K603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。

食用又は飼料用に供するための 使用、栽培、加工、保管、運搬 及び廃棄並びにこれらに付随す る行為

チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変*cry1F*, *cry1Ab*, *pat*, 改変*cp4 epsps*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (1507×MON810×NK603, OECD UI:DAS-01507-1×MON-008 10-6×MON-00603-6) (*B. t.* Cry1F maize line 1507、MO N810及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)

食用又は飼料用に供するための 使用、栽培、加工、保管、運搬 及び廃棄並びにこれらに付随す る行為

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目害虫抵抗性ワタ(2mepsps, 改変bar, 改変cry1Ac, 改変cry2Ab,  $Gossypium\ hirsutum\ L.$ )( $GHB614 \times LLCotton25 \times 15985$ , OECD UI:BCS- $GH002-5 \times ACS-GH001-3 \times MO$  N-15985-7)(GHB614、LLCotton25及び15985 それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該ワタから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)

食用又は飼料用に供するための 使用、加工、保管、運搬及び廃 棄並びにこれらに付随する行為

- 2. 意見募集方法の概要
- (1) 意見募集の周知方法
  - ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
  - 記者発表
  - ・資料の配付
- (2) 意見提出期間

平成23年1月31日(月)から3月1日(火)まで

(3) 意見提出方法 電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数

8通

整理した意見数

9件

4. 意見の概要と対応方針について 別紙のとおり

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について (平成23年1月31日~3月1日(カーネーション2件、ダイズ1件、トウモロコシ3件、ワタ1件))

意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1 生物多様性影響 関係	食品では、評価学生のでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでは、できたでででは、できたでは、できたでは、できないでは、できないできないが、できないでは、できないできないできないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な 手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について懸念が持たれています。 このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性への影響にその際、食品としての安全性に関しては母の宝基本法及び食品者法に、飼料としての安全性に関しては母金基本法及びの十法に基づいて生物多様性影響に関する安全性については、雑草化して他の野生植物としての安全性に関する安全性については、新草化して他の野生植物と影響を与えないか(競合における優位性)、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、等の観点からとおり行っています。なお、新しく導力された遺伝子により変化した成分や形質などがないか。変化が確認される場合には、その安全性などを詳細に分析して総合的に生物多様性影響を判断しています。 ① 申請者から申請書と書とを確認 ② 提出データ等の妥当性等を確認 ② といますの発生に対して追加データ、黙験等の要求 ② 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等の要求 ③ 学識経験者からの意見を聴取 ④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等の要求 ⑤ 承認の可否の判断 これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認めれたもののみを承認しています。	2

により、新たに生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、遺伝子組換え生物の使用方法等を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしているところです。 さらに、仮に将来我が国の生物多様性への悪影響が生じた場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するために取るべき措

承認した後は、モニタリング調査の結果や、科学的な知見の充実など

さらに、仮に将来我が国の生物多様性への悪影響が生じた場合には、 承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するために取るべき措 置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するた めの措置をとることとしております。

加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないよう対応することとしています。

なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。

# 2 生物多様性影響 関係

環境中には微生物や、昆虫、 鳥獣動物たくさんの生物がおり、相互に影響し合っる影響す。上位動物に対する影響するだけでは不十分でくるを支えているを支えているをし、その変を多を終るの生物への影響を多をに調査研究し、そのデータを約に評価してください。 カルタへナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への 影響評価は、「遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影 響評価実施要領」(平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省 ・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)等に基づき実施してい ます。

同実施要領では、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか (競合における優位性)、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか (有害物質の産生性)、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか (交雑性)等の項目について、最新の科学的知見等に基づき、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用によって影響を受ける可能性のある野生動植物を特定し、それらの種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを評価することとしています。影響を受ける可能性がある野生動植物が特定されない場合には、評価の対象とはならないとともに、評価結果を基に学識経験者の意見を聴取した上で、生物多様性影響のおそれの有無を判断する仕組みとなっています。

今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って、科学的データや生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて審査し、学識経験者からも「生物多様性影響評価書の結論

			は妥当である」との意見が得られたことから、これら一連の審査結果を とりまとめ、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと国として判断し たところです。	
3	生物多様性影響 関係	遺伝子組換えカーネーションが国内流通し、廃棄された場合、環境に影響はないのでしょうか。	今回、申請のあった遺伝子組換えカーネーション 2 件については、隔離は場での試験を目的とするもので、一般流通するものではありません。なお、これまでにも遺伝子組換えカーネーションの流通や栽培を承認していますが、有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、また、その項目の中で土壌微生物相への影響に関しても検討した上で、生物多様性への影響がないことが確認されています。今後新たな科学的知見が見つかった場合には、評価項目を適宜見直すこととしています。	1
4	生物多様性影響関係	遺伝子組み換えカーネーション・ダイズ・トウモロコン 及びワタの第一種使用等について賛成です。害虫がありまくなる等メリットがあります。他の作物の応用にも期待しています。	上記(回答1)のとおり、遺伝子組換え技術を利用してつくられる生物の中には、食品・飼料として利用した場合に人や家畜などへの悪影響や、輸入や栽培した場合に環境中へ放出され生物多様性に悪影響を及ぼす可能性を持つものがありますので、それぞれの法律に基づいて個別の案件ごとに安全性の審査を行い、安全と評価されたもののみ承認しています。	1
5	交雑等関係	遺伝子組み換え作物が不安 視される理由は、収穫、運搬落で 理由は、よる部によるの他のののでは、 を等した。 遺伝子組換がする。 遺伝子ととして をでするととして をでいます。 をでいます。	農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雑できないことが知られています。今回、一般栽培の申請があった遺伝子組換えトウモロコシについては、国内に交雑可能性のある野生植物は自生していません。また、遺伝子組換えダイズについては、我が国で、交雑可能な野生種としては、ツルマメのみが知られており、極めて低い率でしか交雑しません。仮に交雑した場合には、交雑個体は、除草剤耐性等の形質を有すると考えられますが、除草剤が散布されることが想定されない自然環境中で本形質が雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、このような雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団においてあらな雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団において、おうな雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団において、こぼれ落ち等に由来し増えて広がっていないか否かについて、継続的にモニタリング調査を行っています。また、ある農作物と、別の農作物(遺伝子組換え農作物を含む)との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、品質管理の	2

			問題と考えられます。したがって、交雑の問題に対しては、生物多様性の確保を目的とするカルタへナ法により対処するのではなく、農作物の生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組の実施等が重要と考えています。 例えば、一般ほ場でダイズ栽培を行う場合には、非組換え農作物を栽培する農家等の間で交雑等の問題が生じないよう、あらかじめ周辺農家の理解を得るとともに、交雑防止措置を徹底するよう都道府県を通じて要請しているところです。 今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。	
6	交雑等関係	ででは、 でででででいて生れっ来るのりで不要 では、 がなといいでとない、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは	今回申請のあった遺伝子組換えダイズについては、ダイズと交雑可能な近縁野生種として我が国に分布しているのはツルマメのみであることから、ツルマメとの交雑の可能性について検討しました。その結果、 ① ダイズとツルマメの開花する時期は重なりにくく、交雑する可能性は少ないこと。人為的に、ツルマメを組換えダイズに巻きつかせて生育させ、開花時期を合わせた試験においてもツルマメ種子32,502粒中1粒しかダイズと交雑し、雑種が生じていないとの報告があること ② これまでにダイズとツルマメの雑種は報告されているものの、遺伝子解析の結果、ダイズ由来遺伝子はツルマメ集団中へ拡がっていないとの報告があること ③ 本組換えダイズの種子の生産量、花粉形態及び花粉稔性など生殖に関わる形質が対照の非組換えダイズとツルマメが交雑し雑種が生じたるの報告が対照の非組換えダイズとツルマメが交雑し雑種が生じたとしても、導入した形質により雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、その雑種がツルマメの集団において優占化する可能性は低いと考えられます。したがって、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断しました。また、ダイズについては、栽培ダイズの種子が我が国の自然界において、生育することはありますが、世代を繰り返して自生しているとの報告はありません。なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるよ	1

			うな知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。	
7	除草剤耐性雑草 等関係	に 草剤耐性や 物子に 大さい では はない では はない では はない では はない では はない では にの がはない では にの がはない では にの がはない では にの がは にの がは にの では にの では にの では にの では にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの	組換え遺伝やの有無に対して、、	1

			した場合でも、適切な措置を行うことによって安全が確保できるような 仕組みとなっています。 なお、農作物に付着した農薬が収穫された作物に残り、これを摂取しても人の健康に影響が出ないよう、農作物・農薬ごとに農薬の使用基準 や残留農薬基準値が定められており、農薬が使用基準どおりに使用されて生産される農作物を食べても、健康に影響を及ぼすことはありません。 今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知 見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。	
8	パブリックコメント関係	こうとを全性に関わった食の安全性に対した。 のフリッ方はのでは、 の国民が知らない間ののれることを得ません。 はことでは、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 の国には、 のののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででは、 ののででででででででできません。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	開始する際に、記者発表 (プレスリリース) するとともに、農林水産省 や環境省のホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様からご意 見をお伺いすることとしています。	3

			る等、反映できる意見については、その反映に努めているところです。	
9	第一種使用規程承認関係	外国政府の圧力があることから、承認するのではないか。	我が国で遺伝子組換え農作物を使用する場合、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関してはカルタへナ法に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で使用等の可否が判断される仕組みとなっています。今回申請のあった遺伝子組換えダイズについては、カルタへナ法に基づき、雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、野生動植物に対して、有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか(交雑性)等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断し、承認しようとするものです。なお、ご指摘のような事実はありません。	1

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。